

## ○生活困窮者自立支援金支給要件

自立支援金の支給対象となる者は、次表の①～④のいずれにも該当する生活困窮者である。

<p>①</p>	<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(イ) 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること</p> <p>(ロ) 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること</p> <p>(ハ) 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと</p> <p>(ニ) 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと</p> <p>(ホ) 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付（以下「初回貸付等」という。）をいずれも受けた者であって、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月が到来していること（上記イからニの者及び現に再貸付を申請又は利用している者を除く。）</p> <p>(ヘ) 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金にあつては、借入月）であること（上記イからニの者及び現に再貸付を申請又は利用している者を除く。）</p> <p>【再貸付終了等要件】</p>																								
<p>②</p>	<p>申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること。</p> <p>【生計維持要件】</p>																								
<p>③</p>	<p>申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額と住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。</p> <p>【収入要件】</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(基準額)</th> <th>(住宅扶助基準額)</th> <th>(収入基準額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 1人世帯</td> <td>78,000円</td> <td>+ 29,000円</td> <td>= 107,000円</td> </tr> <tr> <td>・ 2人世帯</td> <td>115,000円</td> <td>+ 35,000円</td> <td>= 150,000円</td> </tr> <tr> <td>・ 3人世帯</td> <td>140,000円</td> <td>+ 38,000円</td> <td>= 178,000円</td> </tr> <tr> <td>・ 4人世帯</td> <td>175,000円</td> <td>+ 38,000円</td> <td>= 213,000円</td> </tr> <tr> <td>・ 5人世帯</td> <td>209,000円</td> <td>+ 38,000円</td> <td>= 247,000円</td> </tr> </tbody> </table>		(基準額)	(住宅扶助基準額)	(収入基準額)	・ 1人世帯	78,000円	+ 29,000円	= 107,000円	・ 2人世帯	115,000円	+ 35,000円	= 150,000円	・ 3人世帯	140,000円	+ 38,000円	= 178,000円	・ 4人世帯	175,000円	+ 38,000円	= 213,000円	・ 5人世帯	209,000円	+ 38,000円	= 247,000円
	(基準額)	(住宅扶助基準額)	(収入基準額)																						
・ 1人世帯	78,000円	+ 29,000円	= 107,000円																						
・ 2人世帯	115,000円	+ 35,000円	= 150,000円																						
・ 3人世帯	140,000円	+ 38,000円	= 178,000円																						
・ 4人世帯	175,000円	+ 38,000円	= 213,000円																						
・ 5人世帯	209,000円	+ 38,000円	= 247,000円																						
<p>④</p>	<p>申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を越える場合は100万円とする。）以下であること。</p> <p>【資産要件】</p>																								

	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>イ) 公共職業安定所、無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下、「地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」という。）に求職の申込みをし、常用就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。</p> <p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける</li> <li>・ 月 2 回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける</li> <li>・ 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける</li> </ul> <p>ロ) 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。</p> <p>【求職活動等要件】</p>
⑥	<p>職業訓練受講給付金または生活保護を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと。</p>
⑦	<p>偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと。</p>
⑧	<p>申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>